

## 吉田町監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成29年2月16日

吉田町監査委員 伊藤 利勝

吉田町監査委員 遠藤 孝子

### 定期監査

#### 第1 監査の概要

##### 1 監査の実施期間

平成28年10月12日から平成29年1月12日まで

##### 2 監査の対象

税務課

こども未来課

##### 3 監査の事項及び範囲

平成28年4月1日から平成28年8月31日までに執行された事務事業及び一部の事務事業については平成27年度以前も監査対象とした。

ただし、時間外勤務時間については、平成28年4月1日から平成28年9月30日までとした。

##### 4 実施した監査手続き

監査にあたっては、法令等に基づき、財務に関する事務が適正かつ効率的に、経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているかどうか、に主眼をおき、あらかじめ指定した監査資料、提示のあった関係書類及び関係帳簿を審査するとともに、所管課長及び関係職員から説明を聴取するほか、質問その他必要と認めた監査をした。

#### 第2 監査等の結果等

各課についての監査の結果等は、後述のとおりである。

なお、一部の事項については、それぞれ口頭で注意、指導を行った。

- (注) ① 文中のうち、千円単位で表示されているものは、単位未満を四捨五入とした。したがって、合計額が一致しない場合がある。
- ② 比率(%)は、原則として小数点以下第 2 位を四捨五入し、第 1 位までとした。
- ③ 歳入における収入率の算式は、収入額/調定額である。
- ④ 歳出における執行率の算式は、執行額/予算現額である。

## 1 税務課

### (1) 【事務事業の概要】

#### ア 課内組織

収納管理部門、住民税部門、資産税部門の 3 部門で構成されている。

#### イ 職員人数等は次のとおりである。

管理職員 2 人(課長 1 人、課長補佐 1 人)、一般職員 12 人(うち育休 1 人)、再任用職員 1 人、嘱託員 1 人、臨時職員 3 人の合計 19 人である。

#### ウ 歳入及び歳出については、次のとおりである。(ただし、職員人件費及び他課局所管分は除く。)

#### ◎ 歳入

##### (ア) 町税(一般会計)

収入額は 2,755,895 千円で収入率は 54.3%である。

##### a 町民税

収入額は 880,603 千円で収入率は 46.3%である。

##### b 固定資産税

収入額は 1,574,131 千円で収入率は 57.0%である。

##### c 軽自動車税

収入額は 80,967 千円で収入率は 91.4%である。

##### d 町たばこ税

収入額は 81,295 千円で収入率は 100.0%である。

##### e 都市計画税

収入額は 138,899 千円で収入率は 57.0%である。

##### (イ) 国民健康保険税(特別会計)

収入額は 231,467 千円で収入率は 22.7%である。

##### (ウ) 使用料及び手数料

収入額は 1,427 千円で収入率は 100.0%である。  
全額、徴税手数料である。

##### (エ) 諸収入

収入額は 13,190 千円で収入率は 100.0%である。

主なものは、延滞金、加算金及び過料 13,182 千円である。

◎ 歳出（ただし、職員人件費及び他課局所管分は除く。）

（ア） 税務総務費

執行額は 14,682 千円で執行率は 44.3% である。主なものは臨時職員賃金 1,459 千円、過年度分町税還付金 12,341 千円である。

（イ） 賦課徴収費

執行額は 12,080 千円で執行率は 24.2% である。主なものは納付書等の郵送料 2,348 千円、滞納整理機構負担金 1,532 千円、電算システム委託料 7,195 千円である。

エ 時間外勤務については月平均 1 人当たり 7.45 時間であった。（庁内月平均 1 人当たり 21.01 時間）

オ 町民税、固定資産税、国民健康保険税の納税義務者数等については、次のとおりである。（増減率は対前年度）

（ア） 町県民税について

a 個人町民税の納税義務者数合計は 15,855 人（増減率 1.6%）であり、均等割のみを納める者 1,507 人（増減率 0.1%）、均等割と所得割を納める者 14,348 人（増減率 1.8%）である。

b 法人町民税の納税義務者数合計は平成 28 年 7 月 1 日現在で 792 社（増減率 0.9%）であり、均等割のみは 456 社（増減率△4.2%）、税割及び均等割は 336 社（増減率 8.7%）である。

（イ） 固定資産税について

実納税義務者数は 12,175 人（増減率△0.5%）、課税地積は 12,032,687 m<sup>2</sup>（増減率△0.0%）、家屋は 2,789,586 m<sup>2</sup>（増減率 0.3%）、償却資産課税標準は 49,840,643 千円（増減率 3.9%）である。

（ウ） 国民健康保険税について

a 加入世帯数は医療及び支援は各々 3,840 世帯（増減率△4.4%）、介護は 1,865 世帯（増減率△5.2%）である。

b 被保険者数は医療及び支援は各々 6,730 人（増減率△6.6%）、介護は 2,318 人（増減率△7.3%）である。

（エ） 軽自動車税賦課状況について（増減率は対前年度）

平成 28 年 8 月 31 日現在における軽自動車税の賦課合計台数は、13,330 台（増減率△1.7%）である。賦課種別内訳は原動機付自転車（125cc 以下）1,748 台、軽自動車（660cc 以下）10,821 台、小型特殊自動車 318 台、二輪の小型自動車 443 台である。

（オ） 口座振替利用状況について（増減率は対前年度）

税種別の第1期納期限時における利用状況は、町民税 2,096 人（増減率 4.7%）、固定資産税・都市計画税 7,908 人（増減率 0.6%）、軽自動車税 6,203 人（増減率 6.1%）、国民健康保険税 2,196 人（増減率 △4.8%）である。

カ 収納率向上及び滞納対策に対する取組み状況について

- （ア）納税環境の整備
- （イ）滞納整理の効率化
- （ウ）未納の早期解消
- （エ）困難案件の徴収
- （オ）基礎研修及び専門研修

(2) 【監査結果】

監査の結果、財務に関する事務についておおむね適正に、経営に係る事業の管理についてもおおむね合理的に行われている。

(3) 【指摘事項】

なし

(4) 【監査意見】

なし

2 こども未来課

(1) 【事務事業の概要】

ア 課内組織

児童福祉部門、保育支援部門の2部門で構成されており、所管施設として中央児童館、子育て支援センター、保育園、こども発達支援事業所がある。

イ 職員人数等は、次のとおりである。（ただし、こども発達支援事業所、保育園を除く。）管理職員（課長）1人、一般職員7人（うち育休1人）、臨時職員30人（臨時職員1人、児童厚生員2人、放課後児童支援員22人、子育て支援センター指導員4人、家庭相談員1人）の合計38人である。

なお、課長は児童館長兼任である。

ウ 事務事業の歳入及び歳出については、次のとおりである。（ただし、職員人件費及び他課局所管分は除く。）

◎ 歳入（使用料他）

（ア）一時預かり事業利用者負担金 720 千円で、収入率は 91.9% である。

（イ）時間外保育料 24 千円で、収入率は 65.6% である。

- (ウ) 保育園及び事業所職員給食代 2,053 千円で、収入率は 100.0%である。
- (エ) 放課後児童クラブ徴収金 7,664 千円で、収入率は 98.6%である。
- (オ) 児童館事業材料費徴収金 60 千円で収入率は 100.0%である。
- (カ) 電話使用料 8 千円で、収入率は 100.0%である。

◎ 歳出

(ア) 児童福祉総務費

執行額は 3,339 千円で、執行率は 25.3%である。

- a 児童福祉費 131 千円で、執行率は 3.1%である。
- b 児童虐待防止事業費 969 千円で、執行率は 32.8%である。  
主なものは臨時職員賃金（家庭相談員）933 千円である。
- c ひとり親家庭対策事業費 2,239 千円で、執行率は 37.1%である。  
主なものは母子家庭等医療費 2,081 千円である。

(イ) 児童措置費

執行額は 184,947 千円で、執行率は 32.6%である。全額、児童手当費である。

(ウ) 保育所費（4 保育園運営費は除く。）

執行額は 43,307 千円で、執行率は 27.9%である。

- a 保育園管理費 43,307 千円で、執行率は 29.1%である。  
主なものは臨時職員賃金 30,210 千円、施設型給付費 11,448 千円である。

(エ) 児童館費

執行額は 19,032 千円で、執行率は 30.8%である。

- a 児童館運営費 2,589 千円で、執行率は 31.0%である。  
主なものは臨時職員賃金 1,467 千円、需用費 767 千円である。
- b 放課後児童健全育成事業費 14,243 千円で、執行率は 30.8%である。  
主なものは臨時職員賃金 10,887 千円、賄材料費 1,723 千円である。
- c 地域子育て支援拠点事業費 2,200 千円で、執行率は 32.1%である。  
主なものは臨時職員賃金 2,086 千円である。

(オ) 児童厚生施設整備費

執行額は 15 千円で、執行率は 4.3%である。

(カ) 母子保健衛生費

執行額は 59,041 千円で、執行率は 39.3%である。主なものはこども医療費 54,994 千円、医療費支払い事務手数料 3,935 千円である。

エ 時間外勤務については 1 人当たり月平均 41.32 時間と庁内 3 番目に多かった。（庁内月平均 1 人当たり 21.01 時間）

オ 平成 27 年度監査時の指摘事項である「一時預かり事業利用者負担金の

調定事務及び収納事務」に関する処理状況報告書について

事業にかかる一連の事務の流れを改めて確認し、園事業所においては預かり前の利用承認に至る一連の事務と預かり後の納付書事務発送に至る一連の事務について、園長、所長が起案を行い、こども未来課職員で精査している。また、納付書発送の起案が課長決裁を得た時点で園において調定を起し以後の納付書発送、収納確認をしている。新たに備え付けた「一時預かり収納台帳」で納入日を記入し、調定に対する履行を常に確認し、未納者に対して催促をしている。

(2) 【監査結果】

監査の結果、指摘事項を除き、財務に関する事務についておおむね適正に、経営に係る事業の管理についてもおおむね合理的に行われている。

(3) 【指摘事項】

放課後児童クラブ徴収金は、8月末で調定額が 39,000 円過少計上となっている。内訳は、次のとおりである。

ア 調定が未計上のもの

4月調定額 47,000 円 (7人)

イ 調定が過計上のもの

(ア) 5月減免分 3,500 円 (1人)

(イ) 6月減免分 3,500 円 (1人) 及び 1,000 円 (1人)

したがって、吉田町財務規則第 48 条に基づいて適正に徴収の手続きが行われているとは認め難い。

今後においては、財務規則を遵守し、的確な内部統制を図り、徴収の手続きを適正に行うべきである。

※ 吉田町財務規則(抜粋)

(徴収の手続)

第 48 条 主管の長は、収入金を徴収しようとするときは、当該収入について次の事項を調査し、適当と認めた場合には直ちに調定し、納入義務者に対して納入通知書(様式第 30 号)又は納税通知書等(以下「納入通知書等」という。)により納入の通知をしなければならない。

(ただし書省略)

- (1) 歳入が法令、条例、規則、契約等に違反していないこと。
- (2) 歳入の所属年度、会計、歳入科目、金額、納入等に誤りがないこと。
- (3) 納付期限及び納付場所が適正であること。
- (4) 納入すべき金額が、法令、契約等に照らし、その算定に誤りがないこと。

と。

(5) その他必要と認める事項

(4) 【監査意見】 な し

## 定 期 監 査

### 第1 監査等の概要

#### 1 監査等の対象実施期間

平成28年10月13日から平成29年1月12日まで

#### 2 監査の対象

さくら保育園、さゆり保育園、すみれ保育園

わかば保育園、こども発達支援事業所

(所管課：こども未来課)

#### 3 監査の事項及び範囲

平成28年4月1日から平成28年8月31日までに執行された事務事業(施設の視察を含む。)及び一部の事務事業については平成27年度以前も監査対象とした。

ただし、時間外勤務時間については、平成28年4月1日から平成28年9月30日までとした。

#### 4 実施した監査手続き

監査にあたっては、法令等に基づき、財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に、経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているかどうか主に主眼をおき、あらかじめ指定した監査資料、提示のあった関係書類及び関係帳簿を審査するとともに園長、所長及び関係職員から説明を聴取するほか、質問その他必要と認めた監査をした。

### 第2 監査等の結果等

保育園、こども発達支援事業所についての監査の結果等は、後述のとおりである。

なお、一部の事項については、それぞれ口頭で注意、指導を行った。

(注) ① 文中のうち、千円単位で表示されているものは、単位未満を四捨五入とした。したがって、合計額が一致しない場合がある。

② 比率(%)は、原則として小数点以下第2位を四捨五入し、第1位

までとした。

- ③ 歳入における収入率の算式は、収入額/調定額である。
- ④ 歳出における執行率の算式は、執行額/予算現額である。

## 1 各保育園

### (1) 【事務事業の概要】

#### ア 施設の概要

(平成 28 年 8 月 31 日現在)

名 称	所在地	敷地面積 (㎡)	建物面積 (㎡)	建物構造	定員 (人)
吉田町立 さくら保育園	榛原郡吉田町住 吉 1621-1	4,400	1,218	木造平屋建	130
吉田町立 さゆり保育園	榛原郡吉田町片 岡 805-1	16,543	1,490	鉄骨造平屋建	150
吉田町立 すみれ保育園	榛原郡吉田町川 尻 791	12,469 (全用地)	2,890	鉄筋コンクリ ート造平屋建	150
吉田町立 わかば保育園	榛原郡吉田町神 戸 2092-1	5,245	1,396	鉄筋コンクリ ート造平屋建	160

イ 職員数は、98 人(育休中 3 人、産休 1 人)である。

(平成 28 年 8 月 31 日現在)

ウ 平成 28 年度保育園の入園児年齢別人数は、次のとおりである。

(平成 28 年 8 月 31 日現在)

月齢児 6 人、0 歳児 17 人、1 歳児 82 人、2 歳児 100 人、3 歳児 109 人、4 歳児 111 人、5 歳児 116 人の合計 541 人である。

エ 最近 3 年間の園児数の推移は、次のとおりである。

平成 26 年度 507 人、平成 27 年度 525 人、平成 28 年度 541 人である。

オ 歳入及び歳出については、次のとおりである。

(ア) 歳入・保育所保育料

調定額は 48,504 千円、収入額 45,992 千円、収入率 94.8%で、収入未済額は 2,511 千円となっている。その内訳は過年度分 1,366 千円、現年度分 1,146 千円である。

(イ) 歳出・保育園運営費

(単位：千円・%)

園名・事務事業	予算現額	執行額	執行率
---------	------	-----	-----

さくら保育園運営費	17,202	4,228	24.6
さゆり保育園運営費	19,503	5,036	25.8
すみれ保育園運営費	23,606	6,895	29.2
わかば保育園運営費	20,830	6,856	32.9
合 計	81,141	23,014	28.4

なお、執行額の主なものは賄材料費 14,123 千円、保育材料費 3,113 千円、電気使用料 2,597 千円である。

カ 時間外勤務について(庁内月平均 1 人当たり 21.01 時間)

(ア) さくら保育園は月平均 1 人当たり 10.76 時間であった。

(イ) さゆり保育園は月平均 1 人当たり 11.60 時間であった。

(ウ) すみれ保育園は月平均 1 人当たり 9.81 時間であった。

(エ) わかば保育園は月平均 1 人当たり 10.70 時間であった。

キ 平成 26 年度より保育園では部外講師による食育、鉛筆、音楽、運動の各教室を実施している。わかば保育園において鉛筆教室を視察したが、園児が授業に集中している姿がみられた。

ク 施設(遊具)について目視で状態を確認したが、特に指摘すべきものはなかった。

ケ 前年度指摘事項について

すみれ保育園に対する指摘事項については、是正処置の通知があり、本監査において備品台帳副本の整備状況を確認した結果、適正に処置されていた。

## 2 こども発達支援事業所について

### (1) 【事務事業の概要】

ア 設置等の経緯について

平成 26 年 4 月、定期通園と並行通園を主とした療育を行う事業所として発足したが、早期療育の必要性から平成 27 年度における試行を経て、平成 28 年 4 月から親子通園を開始した。対象児童は、吉田町に住所を有する 3～5 歳児で、主として発達障害児、知的障害児としている。児童数は年々増加しており、支援事業が評価されている表れといえる。

イ 施設の概要

(平成 28 年 8 月 31 日現在)

名 称	所在地	敷地面積 (㎡)	建物面積 (㎡)	建物構造	定員 (人)

吉田町立こども 発達支援事業所	榛原郡吉田 町川尻 791	12,469 (全用地)	684	鉄筋コンクリ ート造平屋建	30
--------------------	------------------	-----------------	-----	------------------	----

ウ 職員数は、13 人である。(平成 28 年 8 月 31 日現在)

エ 児童数は、次のとおりである。(平成 28 年 8 月 31 日現在)

(ア) 通所

3 歳児 5 人、4 歳児 9 人、5 歳児 7 人の合計 21 人であり、男 18 人、女 3 人となっている。

(イ) 並行・親子

3 歳到達児 3 人、3 歳児 3 人、4 歳児 0 人、5 歳児 7 人の合計 13 人であり、男 11 人、女 2 人となっている。

オ 歳入及び歳出については、次のとおりである。

(ア) 歳入・こども発達支援事業所利用料

調定額 653 千円、収入額 632 千円、収入率 96.9%、収入未済額・現年度分 21 千円である。

(イ) 歳出・こども発達支援事業費

(単位：千円・%)

事務事業	予算現額	執行額	執行率
こども発達支援事業費	22,714	5,848	25.7

なお、執行額の主なものは、臨時職員賃金 4,603 千円、賄材料費 312 千円、損害保険料 291 千円である。

カ こども発達支援事業所を視察したが、どのクラスでも児童の落ち着いた様子がみられた。

キ すみれ保育園との交流について

同じ敷地内ということもあり、保育園と話し合うことで共通認識を持てる等、交流により保育士全体の底上げに繋がっている。

ク 時間外勤務について

月平均 1 人当たり 13.12 時間であった。(庁内月平均 1 人当たり 21.01 時間)

ケ 施設(遊具)について目視で状態を確認したが、特に指摘すべきものはなかった。

### 3 【監査の結果】

財務に関する事務事業についておおむね適正に、経営に係る事業の管理についてもおおむね合理的に行われている。

4 【指摘事項】

なし

5 【監査意見】

なし